

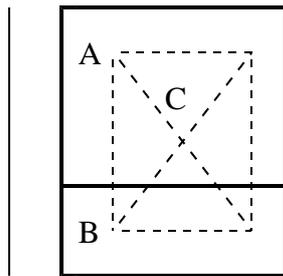
- ・ 文章は妥当です。

細則

第 2 - 3 基準第 1 2 条（地上権、永小作権及び賃借権の正常な取引価格）は、次により処理する。

- 1 本条に係る権利の正常な取引価格は、別記 1 土地評価事務処理要領第 1 条に定める画地を単位として算定するものとする。ただし、同一の利用目的に供するため、同一の権利者が隣接する 2 以上の土地に権利の設定を受けており、かつ、それらの権利の取引が一体的に行われることが通例であると認められるときは、それらの土地からなる一の画地に権利が設定されているものとみなして算定するものとする。
- 2 同一の利用目的に供するため土地所有者が所有地に隣接する土地に権利の設定を受けている場合の第 2 - 2 及び前項の適用については、当該所有地に前項の権利を設定しているものとみなすものとする。

- ・ 画地の単位 抜粋（土地評価事務処理要領より）



所有者 A の土地と所有者 B の土地に借地人 C が権利に基づき建物を所有している場合。

認定：土地（底地）は 2 画地。借地権は 2 画地又は 1 画地。

理由：土地（底地）は土地所有権が異なるので 2 画地となる。

借地権は当該借地権の取引が一体的に行われることが通例であると認められるときは、1 画地となる。（細則 2 - 3）